



消費者庁のイラストを加工

小学生の息子に自分のスマホを貸して無料のオンラインゲームをさせていた。

息子は無断で有料のアイテムを何度もキャリア決済で購入していた。高額請求がきてしまった。

## 高額な請求が発生!!

## 子どものオンラインゲーム課金

### 保護者の方へのアドバイス



- 冬休みに子どもがオンラインゲームを利用する機会が増えると思われます。トラブル防止のために家族で課金する場合のルールを話し合しましょう。
- オンラインゲームの料金体系や決済のしくみをよく理解しましょう。決済パスワードや決済完了通知メールを設定して利用状況を必ず確認しましょう。
- 課金トラブルでは、保護者のクレジットカードを勝手に使用してしまう場合もあります。保護者にはクレジットカードの管理義務があります。端末に登録したクレジットカード情報やパスワードの管理には十分注意しましょう。
- 保護者のアカウントで子どものアカウントを管理する「ペアレンタルコントロール」を利用しましょう。
- 困ったときは、消費生活センターにご相談ください。

山形市消費生活センター

山形市城南町1-1-1 霞城セントラル3階

火～日曜日(月・祝休館)午前9時～午後5時

相談専用電話

023-647-2211

又は消費者ホットライン <sup>い</sup> <sup>や</sup> <sup>や</sup> 188